

J R 四 国 労 組 ニ ュ ー ス

令和3年11月10日（No.10/1）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／石川 敏也

「予土線従来型ワンマン【後部開放】の実施及び 宇和島運転区の業務体制の見直しについて」

J R 四 国 労 組 は、9 月 1 日 に 開 催 さ れ た 経 営 協 議 会 に お い て 「 予 土 線 従 来 型 ワ ン マ ン 【 後 部 開 放 】 の 実 施 及 び 宇 和 島 運 転 区 の 業 務 体 制 の 見 直 し に つ い て 」 の 説 明 を 会 社 よ り 受 け た。こ れ に 対 し 発 第 2 6 号 「 予 土 線 従 来 型 ワ ン マ ン 【 後 部 開 放 】 の 実 施 及 び 宇 和 島 運 転 区 の 業 務 体 制 の 見 直 し に つ い て 」 申 し 入 れ を 行 い、会 社 よ り 以 下 の と お り 回 答 が あ っ た。

【発26号 予土線従来型ワンマン【後部開放】の実施及び宇和島運転区の業務体制の見直しについて】

1 後部開放による従来型ワンマン運転の安全確保について、地上及び車両設備のハード対策とソフト対策についてどのように考えているのか、また、他線区への展開は検討しているのか明らかにされたい。

地上設備については、従来型ワンマン【後部回送】と同様の設備が必要であることから、今回の実施に合わせて折返しや旅客通路支障に対して必要なミラーや停止位置目標等を整備します。車両設備については、ワンマン運転に必要な設備（非常通報装置等）が既に整備されていることからハード対策は実施しません。ソフト面においては、後部車両の旅客がスムーズに乗降できるように、後部車両の乗降ドア（締切扱い）にパネルで乗降方法を案内するとともに、自動放送にも案内を追加します。

なお、地上設備の整備に合わせて、以下の通り安全性の向上を図ります。

内容	対象駅
視認性向上	・ 曲率の大きいミラーを整備 【江川崎、近永、宇和島】 ・ ミラーがより見やすい位置に停止位置目標を移設【務田】
停止位置誤りの リスク低減	・ 停止位置目標の建植位置を左右統一 【江川崎、真土、松丸、大内、二名、伊予宮野下、務田】

また、従来型ワンマン【後部開放】は2両目から前側降車ドアまでの動線が長く乗降に時間を要するためダイヤ影響が大きいこと、及び信用降車型ワンマン運転の実施区間への展開は乗降方法に対する旅客混乱が想定されることから、現時点では他線区への展開は考えていません。

J R 四国労組ニュース

令和3年11月10日（No.10/2） 発行責任者／大谷 清 編集責任者／石川 敏也

2 宇和島運転区の車掌業務の松山運転所への移管に伴い異動することとなる対象者に対して、丁寧な面談・説明を行うとともに、経済的負担の軽減について最大限考慮されたい。

2021年9月8日から10日の3日間、本社から宇和島運転区に出向き、当該社員に対して本施策の説明会を実施しました。また、9月22日から30日にかけて、現場長との面談を実施しました。今後も不明な点等があれば、管理者にお問い合わせください。

なお、今回の異動に伴う転居費用の負担や住宅補給金等の支給については、通常の人事異動と同じ取扱いとなりますが、赴任旅費のうち家財運送料について、実費と乖離がある場合においては旅費調整により対応が可能です。

3 今後の車掌業務のあり方及び将来展望、要員需給について明らかにされたい。

列車の安全運行の実現と高いサービス水準の維持のために、車掌は今後も欠かすことのできない職種です。加えて、これらの専門知識を有する新人指導者や管理者を確保していく必要があります。

また、車掌の要員需給については、当面、現在の採用数（車掌養成数）を確保できるとの前提のもと、運転士の養成数、退職状況等、一定の条件の下で試算したところ、今後数年間は年間を通しての大きな欠員は発生しないものと想定していますが、採用環境の悪化や離職の増加等が発生した場合には要員需給が想定を下回り、大きく悪化する可能性もあると考えています。

4 「しまんトロッコ」における観光案内を含む車掌兼掌業務は、これまで実施してきた車掌兼掌業務とは大きく異なり専門的な知識が必要であるため、車掌を乗務させるべきであると考えます。運転士による車掌兼掌業務に対する会社の考え方及び運転士業務のあり方について明らかにされたい。

運転士による車掌の兼掌業務は、車掌の運用効率を高めることを目的としており、運転士が一部の列車や行先地の分割・誘導業務並びにワンマン列車同等の旅客営業を行っています。一方、運転士の車掌兼務は、車掌の要員需給対策を目的としており、兼務を指定された運転士について車掌業務従事に必要な教育を行い、一定期間車掌として業務を行っています。

今回の宇和島運転区の業務体制の見直しに伴い、宇和島運転区の運転士がトロッコ等の臨時列車に車掌として乗務することは、車掌兼務と認識しています。また、しまんトロッコは観光列車特有の業務があるため、車掌として業務を行う運転士が不安なく乗務できるよう必要な期間を設けて習熟等を行い、本務車掌として乗務することを計画してい

J R 四国労組ニュース

令和3年11月10日（No.10/3） 発行責任者／大谷 清 編集責任者／石川 敏也

ます。なお、このような措置は宇和島運転区再編に合わせて行うものであり、現時点で他線区の観光列車に運転士を車掌として乗務させる計画はありません。

運転士業務のあり方については、運転士として求められる技能技術の維持を引き続き図っていくとともに、これまで培ってきた知識や経験をより生かせる環境づくりに繋げていく必要があると認識しています。

<説明に対する主な質疑（要旨）>

組合：異動対象者に対しては、管理者からもしっかりと説明し対応していただきたい。

通常の手配と同様とは思いますが、会社命令で短期間の転居となれば、賃貸物件に入居している組合員には、敷金・礼金等の負担が生じるが、何か補助は検討しているのか。

会社：貴側の要求も理解するが、今回の異動に関しては通常の手配になると考えている。

寮に入る選択肢もある。35歳未満であれば入居が可能であり、空室がなければ借上げでの対応も行う。なお、家財運送料の旅費調整に関しては、十分認識されていない可能性があることから、改めて箇所から該当者に周知を行いたい。

【補足】旅費は実費支給が原則であり、旅費が実費に満たないと旅行命令者が判断した場合は、旅費規程第9条により、旅費を調整し、規定の家財運送料と実費の差額を支給することができる。

組合：業務移管の件は、他区所で車掌業務に従事する組合員も注目している。要員の確保もさることながら、働きやすい環境にしていくことが急務であり、指導者・管理者の確保も喫緊の課題ではないか。

会社：意欲のある方には管理者等資格試験の受験を奨励しているほか、指導者に関しては、女性の指導担当を高松車掌区及び松山運転所運転科に各1名ずつ現在配置している。

組合：人材はいても、問題は働き方ではないか。女性に関しては、一定の経験を積んで次の段階に進もうと思っても、ライフステージとの兼ね合いで離職を選択する方が増えている。既婚者を優遇すれば未婚者に齟齬があり、働き方を改善しなければ根本の解決にはならない。

会社：女性の離職防止の方策として、指導者・フォアマンとして残ってもらうのか、あるいは現職としてどう残ってもらうのかは属人を見ながらの判断になると考えている。

組合：離職に関しては、車掌だけでなく会社全体でも考えていかなければならない問題である。車掌の離職原因は把握しているのか。

会社：職責の重さや入社前のイメージとのギャップがよく挙げられている。

組合：また、以前より車掌見習期間の延長を求める声もあり、こちらも迅速に対応いただきたい。

会社：採用区分に応じた経験の差を勘案して見習期間を設定していたが、現在その点についても対処しているところである。

J R 四国労組ニュース

令和3年11月10日（No.10/4終） 発行責任者／大谷 清 編集責任者／石川 敏也

組合：契約社員車掌は社員登用までの期間も短縮され、歓迎すべきところであるが、早期離職が解消されなければ厳しい。プロフェッショナル職を含め採用を拡大する中、女性に対してもそうだが、離職が続く先輩社員がいない環境では、働き方や将来展望を描けるメッセージを会社が早く出さなければ状況は変わらない。
全社的なフォロー研修は行っているかと思うが、過去行っていた系統別の研修も検討してはどうか。

会社：そこは会社が発信しなければならない部分だと考える。

組合：今回の業務体制見直しにおいては、兼掌車掌ではなく車掌兼務との回答であったが、必要な期間とは具体的にどの程度を考えているのか。

会社：2022年2月以降、机上教育及び線見を順次実施していく計画である。なお、宇和島運転区の業務体制見直し後、2、3カ月は松山運転所車掌科の車掌を送り込んで臨時列車に乗務し、宇和島運転区運転士がその見習いにつく方法を考えている。また、見習い終了時点で不安がある方については、それが解消されるまでフォローを行う考えである。

組合：整理すると、

2月	机上教育及び線見を順次実施	
3月	ダイヤ改正	→ 宇和島運転区業務体制見直し
4月	臨時列車運行開始	→ 松山運転所車掌科より送り込みを行い乗務 宇和島運転区運転士が車掌兼務し、 車掌見習いとして乗務
7月頃		宇和島運転区運転士が本務車掌として乗務

ということか。

会社：その予定で考えている。

組合：手当や勤務の取扱い、例えば在宅休養時間や36協定で定める臨時勤務等の取扱いはどうなるのか。

会社：乗務員手当については、車掌兼務であるため車掌の手当を支給する。なお、在宅休養時間については運転士同様の配慮を行うこととし、車掌兼務で勤務した日については連続勤務日数を算定する際には運転士として取り扱う。

組合：業務体制見直しに伴い、観光列車については運転士と車掌兼務の運転士とで要員が必要となるが、要員需給はどうなるのか。

会社：ダイヤ改正後の行路に応じて予備数を決定するが、その中には車掌兼務で乗務する運転士も含んでいる。

組合：今後も組合員の理解が深まるよう会社には丁寧な説明を行うよう要請する。

以上